

◆パネルディスカッション②〔図書館の現状と課題〕◆（講師：長谷 富美）

質問 2

図書館の専門職である司書と、一般行政職である館長との仕事に対する意識の乖離をどのように埋めていったらいいか、具体的な方法等があったらご教示いただければ幸いです。

回答

- ・ 地道に対話することではないでしょうか。行政職の館長に対し、「どこまで理解してもらえるか」と司書が不安を持つのはある意味当然かと思います。まずは司書の仕事（やりがいや厳しさも含め）を理解し専門性をリスペクトする姿勢を、例えば朝礼やミーティングの場などで、言葉や態度で示すことが対話の糸口になるように思います。
- ・ 1 オン 1 ミーティングの設定なども効果的かと思います。面談時間の確保は大変ですが、心理的距離を詰めるためには「急がば回れ」かもしれません。また「堅苦しい面談」ではなく「柔らかくゆるい雑談」であることも大切だと実感しています。リラックスした雰囲気の方がお互い本音で話しやすく、また業務に関する提案や問題提起、課題解決に向けたアイデアなども出やすいと思います。
- ・ 「司書」と「行政」との「通訳ができる人」を確保するのもよいかと思います。「何を言うか」より「誰が言うか」のほうが大事なこともあります。例えば、事情が許せば、どちらの立場にも詳しい大学の先生などの外部人材に、研修（できれば定期的に）をお願いするなどの方法もあるかと思います。（ちなみに本市では、昨年度から招聘している地域情報化アドバイザー（総務省事業）に、司書と館長とのつなぎ役にもなっていただいています。）

質問 4

大阪市では蔵書スペースを令和 6 年度に拡張されると伺いましたが、除籍は基本的にされないのでしょうか。除籍をされる際の基準や作業などをお伺いしたく存じます。

市川市では、受取窓口受託業者とありますが、契約内容をお伺いしたく存じます。返却に係る窓口業務のみを委託されているのでしょうか。また延滞者対策も委託されているのでしょうか。延滞者の利用停止の基準についても市川市、広島市、大阪市の 3 市にお伺いできれば幸いです。

回答

- ・ 延滞者の利用停止については、「広島市立図書館の利用に関する取扱要領」において次のように定めています。

6 貸出の停止

館長は、督促をしても返却期限日から 4 週間以上、図書資料等を返却しない個人貸出利用者に対して、当該図書資料等が返却されるまでの間、貸出を停止することができるものとする。